

別表

	本件開示請求	決定内容	主務課	非開示決定の理由
1	平成○年○月 指導企画課 ○○、○○、○○、○○との面談記録 特に、○○が、私の質問に回答した内容 いじめをしていない児童(○○)一人からの聞き取りについて ○○○○時に、○○教育委員会として対応拒否していない	非開示 (不存在)	指導部管理課	審査請求人が開示請求内容で言及する面談とは、平成○年○月○日の面談を指すと考える。 当該面談は、審査請求人の子供が○○区の小学校に在籍していた当時のことに関する○○区への対応について、審査請求人の話を聞く場として設けられた。 本来、○○教育委員会で対応すべきところ、○○が過去に○○教育委員会で勤務していたこともあり、実施機関で話を聞いたものであり、実施機関が本来の相談窓口ではないことは審査請求人も承知している。 このような状況で当該面談に応じたが、実施機関に関する相談ではない以上、記録は作成しなかった。
2	○○年に私が東京都へ下記の内容を要望致しました。 また、下記の内容の通り、文部科学省児童生徒課からは、電話にて東京都へ情報提供を行ったと報告を受けております。 そのため、私の要望及び文部科学省からの情報提供が、東京都としてどのような流れで、どこの課が受け取り、どのように対応されていたのかを知りたく開示請求をさせていただきます。 もともと、義務教育特別支援指導課に対して要望しておりましたが、一切対応をして頂けなかったため、要望をメールにてお送りしております。下記のメール以外にも、○○年○月から○○年○月まで何度もメールや電話にて要望をさせていただきます。この間、私の電話やメールを受けた際、上記同様にどのような流れで、どこの課が受け取り、どのように対応されていたのかを知ることが出来れば幸いです。(1) 次に平成○年○月 ○○教育委員会は、東京都に対して事故について報告書を提出しております。これに対して、どのような流れで、どこの課が処理されているのか。 また、当時の報告書の内容は、傷害事件としての報告書であったのかを開示を請求します。今回の公益通報制度の回答では、事件性を認識していたという内容になっております。それであれば、当時の報告書も傷害事件としての記載が無ければ、おかしいと考えます。平成○年○月 ○○教育委員会からの事件に対する認識は、事件性がないという記録(すでに東京都へ提出済)になっています。(2)	非開示 (不存在) (1) に対する 決定	総務部 教育情報課	苦情・要望等に関する文書の保存期間は、重要度に応じて、3年又は1年未満とされている。 当該保有個人情報が存在していたか否か、開示請求時点では定かではないが、仮に存在していたとしても、保存期間は最長でも3年であり、保存期間を既に満了し、廃棄されている。
		非開示 (不存在) (1) 及び (2) に対する 決定	指導部管理課	開示請求対象は、平成○年度当時のものである。 都民提案の処理に関する保存期間は、重要度に応じて、3年又は1年とされている。 仮に当時存在していたとしても、保存期間は最長でも3年であり、保存期間は既に満了しているため、廃棄されている。
		非開示 (不存在) (1) 及び (2) に対する 決定	都立学校教育部 高等学校教育課	相談の処理、陳情及び請願に関する軽易な資料の保存期間は、1年未満とされている。 公文書として保存されていたか否か、そもそも当該個人情報が収集されていたか否か、定かではない。 仮に保存していたとしても、保存期間は1年未満であり、平成○年度に保存された公文書は遅くとも翌年度末には保存期間が満了し、その後廃棄されていることになる。
3	平成○年○月 ○○との面談記録 同席した背の高い男性職員は、面談の際に記録をしていました。	非開示 (不存在)	都立学校教育部 高等学校教育課	入学者選抜における都民からの相談は、原則として記録を作成し、担当内で共有しており、当該記録の保存期間は1年と定めている。 平成○年○月の相談内容について、文書として作成し存在していたか定かではないが、作成した場合であっても平成○年度末に保存期限を満了したものである。

※ 「本件開示請求」欄中「(1)」及び「(2)」の表示は、審査会が付記したものである。